



中国語原文	日本語仮訳
<p>附件 1</p> <p>货物贸易进口付汇管理暂行办法</p> <p>第一章 总则</p> <p>第一条 为进一步完善货物贸易进口付汇（以下简称进口付汇）管理，推进贸易便利化，促进涉外经济发展，根据《中华人民共和国外汇管理条例》相关规定，制定本办法。</p> <p>第二条 国家外汇管理局及其分支机构（以下简称外汇局）依法对进口付汇的真实性与合规性进行监督管理。</p> <p>第三条 进口付汇管理按照属地管理原则进行，外汇局对辖内进口单位和经营外汇业务的金融机构（以下简称银行）进行监管。</p> <p>第四条 国家对货物贸易项下国际支付不予限制。进口单位的进口付汇应当具有真实、合法的交易基础，银行应对交易单证的真实性及其与进口付汇的一致性进行合理审查。</p> <p>第五条 外汇局对进口单位进口付汇情况进行非现场总量核查和监测预警，对异常资金流动情况进行现场核实调查（以下简称现场核查）。</p> <p>第六条 外汇局对进口单位实行分类管理，在非现场总量核查及监测预警的基础上，结合现场核查情况和进口单位遵守外汇管理规定等情况，将进口单位分为“A类进口单位”、“B类进口单位”和“C类进口单位”。分类管理内容包括进口付汇审核、进口付汇登记以及逐笔报告等业务环节。</p> <p>第七条 进口单位和银行应按本办法及有关规定办理进口付汇业务，并协助、配合外汇局现场核查。</p>	<p>添付 1</p> <p>貨物貿易輸入外貨支払管理暫定弁法</p> <p>第一章 総則</p> <p>第一条 貨物貿易輸入外貨支払管理（以下は輸入外貨支払と略称）を更に改善し、貿易利便化を推進し、対外経済発展を促進するため、「中華人民共和国外貨管理条例」の関連規定に基づき、本弁法を制定する。</p> <p>第二条 国家外貨管理局及びその分支機構（以下は外管局と略称）は法律に基づき、輸入外貨支払の眞実性と合法性について監督管理を行う。</p> <p>第三条 輸入外貨支払管理は属地管理原則に基づき行い、外管局は所属地域の輸入単位と外貨業務を經營する金融機関（以下は銀行と略称）に対して監督管理を行う。</p> <p>第四条 国家は貨物貿易項目下の国際支払について制限を設けない。輸入単位の輸入外貨支払は眞実性と合法性の取引背景を有し、銀行は取引エビデンスの眞実性と輸入外貨支払の一致性に対して合理的な審査を行わなければならない。</p> <p>第五条 外管局は輸入単位輸入外貨支払状況についてオフサイト総量検査と警戒モニターを行い、異常資金流動状況についてオンライン監督審査（以下はオンライン検査と略称）を行う。</p> <p>第六条 外管局は輸入単位に対して分類管理を行い、オフサイト総量検査と警戒モニターを行った上、オンライン検査状況と輸入単位が外貨管理規定を遵守する状況に基づき、輸入単位を「A類輸入単位」「B類輸入単位」「C類輸入単位」に分け、分類管理を行う。分類管理の内容は輸入外貨支払審査認可、輸入外貨支払登記及び逐次報告等業務段階を含む。</p> <p>第七条 輸入単位と銀行は本弁法及び関連規定に基づき輸入外貨支払業務を行い、且つ外管局のオンライン検査に協力しなければならない。</p>



第二章 名录管理	第二章 「リスト」管理
<p>第八条 进口单位依法取得对外贸易经营权后，应当持有关资料到外汇局办理“进口单位付汇名录”（以下简称名录）登记手续，并签署进口付汇业务办理确认书；进口单位登记信息发生变更的，应当到外汇局办理变更登记手续；进口单位终止经营或被取消对外贸易经营权的，应当到外汇局办理注销登记手续。</p>	<p>第八条 輸入単位は法律に基づき、対外貿易経営権を取得した後、外管局に関連資料を持参し「輸入単位外貨支払リスト」（以下は「リスト」と略称）の登録手続を行い、且つ輸入外貨支払業務確認書にサインしなければならない。輸入単位は登録情報に変更がある場合、外管局に変更登記手続きをしなければならない。輸入単位は経営中止または対外貿易経営権が取り消された場合、外管局に取消登記手続きをしなければならない。</p>
<p>第九条 进口单位列入名录后，外汇局对其自发生进口付汇业务之日起三个月内的进口付汇业务进行辅导管理。</p>	<p>第九条 輸入単位が「リスト」に登録された後、外管局は輸入外貨支払業務発生日より3ヶ月以内の輸入外貨支払業務に対し指導管理を行う。</p>
<p>第十条 外汇局统一向银行发布名录。不在名录的进口单位，银行不得直接为其办理进口付汇业务。</p>	<p>第十条 外管局は統一して銀行に「リスト」を公布する。「リスト」に登録されていない輸入単位に対し銀行は直接その輸入単位に輸入外貨支払業務を行ってはいけない。</p>
<p>第十一条 对于已不具备名录登记条件的进口单位，外汇局可将其从名录中注销。</p>	<p>第十二条 「リスト」登録条件を具備しない輸入単位に対して、外管局はその輸入単位を「リスト」から取り消すことができる。</p>
第三章 进口付汇管理	第三章 輸入外貨支払管理
<p>第十二条 本办法所称进口付汇包括：</p> <ul style="list-style-type: none">(一) 向境外支付进口货款；(二) 向境内保税监管区域、离岸账户以及境外机构境内账户支付进口货款或深加工结转项下境内付款；(三) 其他具有对外付汇性质的货物贸易项下付款。	<p>第十二条 本弁法でいう輸入外貨支払は以下内容を含む：</p> <ul style="list-style-type: none">(一) 域外に支払う輸入貨物代金。(二) 域内の保税監督管理地域、オフショア口座及び域外機構域内口座への輸入代金支払又は深加工結轉（転廠）項目下の域内支払。(三) その他の対外外貨支払の性質を持つ貨物貿易項目下の代金支払
<p>第十三条 进口单位应当根据结算方式、贸易方式以及资金流向，按规定凭相关单证在银行办理进口付汇业务。 进口单位应当按规定进行进口付汇核查信息申报。银行应当按规定向外汇局报送相关信息。</p>	<p>第十三条 輸入単位は決済方式、貿易方式及び資金流動方向によって、規定に基づき銀行に関連エビデンスを持参した上で、銀行は輸入外貨支払業務を取扱わなければならない。 輸入単位は規定に基づき輸入外貨支払検査情報申告を行わなければならない。銀行は規定に基づき、外管局に関連情報を報告しなければならない。</p>
	<p>第十四条 付汇单位与合同约定进口单位、进口货物报关单经营单位应当一致。代理进</p>



口业务，应当由代理方负责进口、购付汇。国家另有规定的除外。

第十五条 外汇局对不在名录进口单位和“C类进口单位”的进口付汇实行事前登记管理。进口单位应当按规定到外汇局办理进口付汇业务登记。银行应当凭外汇局出具的登记证明和相关单证为进口单位办理进口付汇业务。

第十六条 外汇局对辅导期内进口单位和“B类进口单位”的进口付汇以及外汇局认定的其他业务实行事后逐笔报告管理。进口单位进口付汇后，需向外汇局逐笔报告其进口付汇和对应的到货或收汇信息，并提供相关单证或证明材料。

第四章 非现场核查与监测预警

第十七条 外汇局对进口付汇数据和进口货物数据（或进口项下收汇数据）进行非现场总量比对，核查进口单位进口付汇的真实性和一致性。

第十八条 外汇局以进口单位为主体，参考地区、行业、经济类型等特点，设置监测预警指标体系，对进口付汇和货物进口及进口项下收汇情况进行监测分析，实施风险预警，识别异常交易和主体。

第十九条 外汇局可根据宏观经济形势和国际收支平衡需要调整监测预警内容。

第五章 现场核查

第二十条 外汇局根据非现场核查及监测预警的结果，对于总量核查指标超过规定范围或存在其他异常情况的进口单位进口项下外汇收支业务实施现场核查。

位、輸入貨物通関書経営単位と一致していなければならぬ。代理輸入業務の場合、代理者が輸入・外貨購入・支払を行わなければならない。国家が別途規定がある場合を除く。

第十五条 外管局は「リスト」に登録されていない輸入単位及び「C類輸入単位」の輸入外貨支払に対して、事前登記管理を行う。輸入単位は規定に基づき外管局に輸入外貨支払業務登記をしなければならない。銀行は外管局が発行した登記証明及び関連エビデンスに基づき輸入単位に輸入外貨支払業務を取扱わなければならない。

第十六条 外管局は指導期間中の輸入単位及び「B類輸入単位」の輸入外貨支払及び外管局が認定したその他の特別輸入外貨支払業務に対して都度事後報告管理を行う。輸入単位は輸入外貨支払を行った後、外管局に都度輸入外貨支払及び対応する貨物到着又は外貨受取情報を報告しなければならず、且つ関連書類または証明資料を提出しなければならない。

第四章 オフサイト検査と警戒モニタ

第十七条 外管局は輸入外貨支払データと輸入貨物データについてオフサイトでの総量比較をし、輸入単位の輸入外貨支払の真実性と一致性を検査する。

第十八条 外管局は輸入単位を主体に、地区、業界、経済類型等の特徴を参考に、警戒モニター指標体制を構築し、輸入外貨支払と貨物輸入状況に対して監督分析を行い、リスクモニターニングを実施し、異常な取引と主体を識別する。

第十九条 外管局は、マクロ経済情勢及び国際收支均衡需要に基づき、警戒モニターの内容を調整することができる。

第五章 オンサイト検査

第二十条 外管局は、オフサイト検査と警戒モニターの結果に基づき、総量検査指標が規定範囲を超える、またはその他の異常状況が存在する輸入単位の輸入項目下の外貨収支業務に対しオンサイト



<p>第二十一条 外汇局可采取要求被核查单位报告、约见进口单位法定代表人或其授权人、现场调查等方式,对进口单位进行现场核查。</p> <p>第二十二条 外汇局可对银行办理进口付汇业务的合规性与报送相关信息的及时性、准确性和完整性实施现场核查。</p> <p>第二十三条 进口单位和银行应当协助、配合外汇局现场核查,及时、如实提供相关资料。</p>	<p>検査を行う。</p> <p>第二十一条 外管局は、検査された単位に報告を要求し、輸入単位の法定代表者とその授權者との面談、オンライン調査等の方式で輸入単位に対してオンライン検査を行うことができる。</p> <p>第二十二条 外管局は、銀行が輸入外貨支払業務の合法性と関連情報報告の即時性、的確性及び完備性に対してオンライン検査を行うことができる。</p> <p>第二十三条 輸入単位と銀行は外管局のオンライン検査に協力し、速やかに、事実通りに関連資料を提供しなければならない。</p>
<p>第六章 分类管理</p> <p>第二十四条 “B 类进口单位” 和 “C 类进口单位” 确定前, 外汇局应通知相关进口单位。进口单位如有异议, 可在收到书面通知之日起 7 个工作日内向外汇局申述。</p> <p>第二十五条 外汇局向银行和进口单位发布对进口单位的分类管理信息。</p> <p>第二十六条 国家外汇管理局可根据国际收支形势和外汇管理需要, 调整考核分类的期限、频率、标准以及适用的管理措施。</p>	<p>第六章 分類管理</p> <p>第二十四条 「B 類輸入単位」と「C 類輸入単位」を指定する前に、外管局は関連輸入単位に通知しなければならない。輸入単位は異議がある場合、書面通知の受領日 7 営業日以内に外管局に陳述することができる。</p> <p>第二十五条 外管局は銀行と輸入単位に輸入単位の分類管理情報を発布する。</p> <p>第二十六条 国家外貨管理局は国際収支状況及び外貨管理需要に基づき、考課分類の期限、頻度、標準及び適用の管理措置を調整することができる。</p>

第七章 附则

第二十七条 进口单位是指具有对外贸易经营权的境内机构。

第二十八条 银行和进口单位违反本办法以及其他相关规定办理进口付汇业务的,由外汇局依据《中华人民共和国外汇管理条例》等相关规定处罚。

第二十九条 具有对外贸易经营权的保税监管区域内进口单位经营非保税货物的进口付汇、具有对外贸易经营权的个人办理进口付汇业务参照适用本办法。国家外汇管理局另有规定的,从其规定。

第七章 付則

第二十七条 輸入単位とは、対外貿易経営権を有する域内機構を指す。

第二十八条 銀行と輸入単位が本弁法及びその他の関連規定に違反し、輸入外貨支払業務をした場合、外管局は「中華人民共和国外貨管理条例」等の関連規定に基づき処罰する。

第二十九条 対外貿易経営権を有する保税監督管理地域内の輸入単位の非保税貨物の輸入外貨支払、対外貿易経営権を有する個人の輸入外貨支払業務は、本弁法に照らし適用する。国家外貨管理



<p>第三十条 本办法由国家外汇管理局负责解释。</p> <p>第三十一条 本办法自 2010 年 12 月 1 日起施行，以前法规与本办法相抵触的，按照本办法执行。自本办法实施之日起，附件所列法规废止。</p>	<p>局に別途規定がある場合、その規定に従う。</p> <p>第三十条 本弁法は国家外貨管理局が解釈の責任を負う。</p> <p>第三十一条 本弁法は 2010 年 12 月 1 日より実施し、以前の規定が本弁法に抵触する場合、本弁法を基準とする。本弁法の実施日より、添付ファイルに列挙された法規は廃止する。</p>
--	--

【日本語仮訳：三菱東京 UFJ 銀行（中国）有限公司 企画部調査課】